

令和 6 年 11 月 21 日  
教育委員会事務局  
こども家庭部  
子ども家庭支援センター

## 練馬区外遊び型子育てのひろば事業業務委託事業者募集要領

### 1 目的

本要領は、「練馬区外遊び型子育てのひろば事業業務委託」についての最適な事業者の選定を、価格のみによる競争によらず、企画力、技術力、実績等の点から選定を行うプロポーザル方式で実施するにあたって、必要な事項を定めるものとします。

### 2 業務概要

件名	練馬区外遊び型子育てのひろば事業業務委託
履行期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの単年度契約 ただし、成績評価を行った結果、良好であると評価された場合、最高3年（更新2回）の随意契約を行うことがあります。
履行場所および業務内容	別紙1委託仕様書による
概算経費	17,320,000円（税込） 応募時に提出する予算執行見積書において、この概算経費を超える金額を明示した場合は失格となります。

### 3 応募資格および欠格条項

#### 3-1 応募資格

現在、東京都または隣接する県内において、外遊び事業を実施している株式会社、社会福祉法人または特定非営利活動法人。

#### 3-2 欠格条項

つぎのいずれかに該当する場合は、応募できません。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者。

提案書提出時において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」（昭和61年4月1日練総経発第394号）による指名停止期間中である者。

「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」（平成22年8月2日22練総経第335号）による入札参加除外措置期間中である者。

法人事業税（特別法人事業税を含む）法人税、消費税および地方消費税を滞納している者。

経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。)にある者。

#### 4 選定方法

##### 4 - 1 日程(予定)

募集要領等の公表	令和6年11月21日(木)
質問受付期間	令和6年11月21日(木)~12月6日(金)
質問回答日	令和6年12月13日(金)
応募書類受付期間	令和6年11月21日(木)~12月20日(金)
一次審査 結果通知	令和6年12月下旬
二次審査(プレゼンテーション・ヒアリング)	令和7年1月中旬~下旬
二次審査 結果通知	令和7年1月下旬頃

##### 4 - 2 審査方法

区が設置する選定委員会で企画提案書およびその他の必要な書類を審査し、区の求める水準以上(配点7割以上)の提案を行った事業者の中から、最も委託事業者にふさわしいと判断した事業者を、委託事業者候補として選定します。

なお、応募者多数の場合には、合計点の高い順に3者程度を一次審査通過とし、二次審査対象事業者とする場合があります。

##### 4 - 3 質問等の受付

今回の公募に対する質問は、つぎのとおり受け付けます。

受付期間 令和6年11月21日(木)から12月6日(金)まで  
期限を過ぎた質問は受け付けません。

受付方法 別紙2「質問票」に簡潔に記入し、電子メールに添付して下記担当へ送信してください。なお、電子メール送信後は、必ず電話により到達確認を行ってください。

送信先 練馬区教育委員会事務局こども家庭部  
子ども家庭支援センター管理係 (担当) 永田  
電話 03 3993 8155

mail : [KATEISHIEN01@city.nerima.tokyo.jp](mailto:KATEISHIEN01@city.nerima.tokyo.jp)

回答方法 12月13日(金)に、ホームページにて公表します。

##### 4 - 4 応募書類の提出

応募する事業者は、必ず事前に8「提出・問い合わせ先」へ連絡のうえ、下記受付期間内に応募書類を直接持参してください。郵送による受付は行いません。

提出書類 別紙3「応募書類提出一覧」のとおり

区が必要と認めた場合は、追加資料の提出を依頼することがあります。

受付期間 令和6年11月21日(木)から12月20日(金)まで  
午前9時から午後5時まで

提出方法 A4サイズで作成した書類一式は、別紙3の順番にA4判ファイルに左綴りにし、表紙、背表紙に事業者名等を記入してください。また、各書類にはインデックスをつけてください。

提出部数 「応募書類」は正本1部・副本1部を、「応募書類」は、正本1部、副本6部を提出してください。(「応募書類」と「応募書類」はそれぞれ別ファイルに綴じてください。)

提出書類は返却しません。

企画提案書等の差替えおよび再提出

受付期間後の提出書類の差替えおよび再提出は認めません。

#### 4 - 5 プレゼンテーションおよびヒアリングの実施

応募事業者には、提出された書類に基づいたプレゼンテーションを行っていただきます。日程等の詳細は別途連絡します。

#### 4 - 6 実地調査の実施

応募事業者の運営状況についての実地調査を行います。日程等の詳細は別途連絡します。なお、実地調査の実施場所は区が指定します。

#### 4 - 7 評価項目・評価基準

別紙4「練馬区外遊び型子育てのひろば事業業務委託事業者選定評価項目・評価基準」のとおり

#### 4 - 8 審査結果の通知

- ・一次審査については、個別の結果を書面で通知します(令和6年12月下旬)
- ・二次審査については、個別の結果を書面で通知します(令和7年1月下旬頃)

#### 4 - 9 辞退

応募書類の提出後、応募を辞退する場合、文書で辞退する旨を申し出ることとします。

### 5 受託候補者との協議

受託候補者と区との協議により、委託業務の詳細な内容を決定します。ただし、契約交渉が不調となった時は、審査順位が次順位のを新たな受託候補者とします。

また、受託候補者が契約締結前に、練馬区から指名停止措置を受けるなどにより欠格事項に該当した場合、または虚偽の提案を行ったことが判明した場合、当該事業者を失格とし、審査結果が次順位のを新たに受託候補者とします。

## 6 情報公開

本件業者選定情報（提出書類を含む。）は、練馬区情報公開条例（平成13年10月練馬区条例第61号）に規定する公文書に該当するものであり、情報公開に際しては、「プロポーザル方式による業者選定情報に係る情報公開基準」（別紙5）に基づき取扱うものとします。

## 7 その他事項

提出書類の作成および提出等、企画提案に係る費用は提案者の負担とします。

提出された書類は返却しません。区の所定の保存年限経過後に廃棄します。

審査書類提出から契約締結までの間に欠格条項に該当することとなった場合は、その時点で失格とします。

提出された提案書等の書類に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いとするとともに、虚偽の記載をした提案者に対し、指名停止の措置を行うことがあります。

提出された提案書等の書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないものは、無効の扱いとします。

提案書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とします。

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとします。

本件にかかる予算が成立しない場合、区は契約を締結しないまたは解除することができます。なお、これに伴う提案者の損失について、区は損害賠償の責を負わないものとします。

本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定めます。

## 8 提出・問い合わせ先、担当

練馬区教育委員会事務局こども家庭部子ども家庭支援センター管理係 永田

住所 〒176-0012 練馬区豊玉北5-28-3 豊玉館1階

電話 03-3993-8155（直通）

FAX 03-3993-8215

Mail KATEISHIEN01@city.nerima.tokyo.jp